

6 環境保全対策

1. 汚染土に係わる飛散・漏洩防止対策

- 1) 単独汚染土は掘削後、直接汚染土壌運搬車(ダンプトラック)に積み込むことで、仮置きすることによる飛散・漏洩の可能性を排除した。なお、積込場所は、敷鉄板・シート養生を行い、汚染が拡散しないよう配慮した。

複合汚染土は防塵テント内で掘削・内袋付きフレコンバックに袋詰めし、テント内で積み込むことで、飛散・漏洩の可能性を排除した。

なお、積込場所は、アスファルト舗装を行い、汚染が拡散しないよう配慮した。

- 2) 汚染土壌運搬車が対象地より場外へ出る際には、施工区域に出入りする工事車両が、公道への砂・泥を持ち出さないよう出入口にタイヤ洗浄員を常駐し、土壌の付着を確認した場合はブラシ等を用いて除去し、完全に土を落としてからの退場を徹底した。
- 3) 汚染土壌を運搬する車両は、運搬中に汚染土壌が飛散しないようにシート養生を施し搬送した。
単独汚染土の場合・・・直積み後、シート養生
複合汚染土の場合・・・大型土のう積込後、シート養生
- 4) 場外へ出る作業員の足元等はブラシ等で、付着した土壌を除去することを徹底した。
- 5) 自重計により過積載重量を確認し、過積載の防止を徹底した。
- 6) 運搬車両には、車両の左右側面に『汚染土壌運搬車』の表示(約5cmの大きさの文字)をした。
- 7) 汚染土壌運搬中には、運搬中の汚染土壌の管理表を備え付けるよう徹底した。
- 8) 汚染土の運搬は、法16条にて届け出を行った運搬業者にて行った。
- 9) 当該区域から搬出する汚染土壌の荷卸しは、法16条にて届出した施設でのみで行った。
- 10) 汚染土壌の運搬は、搬出の日から30日以内に終了した。
- 11) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大は確認されなかった。

添付資料：水質検査(事前・事後) 参照

2. 騒音・振動対策に係わる防止対策

- 1) バックホウ・発電機等の重機は低騒音・低振動型機械を使用した。
- 2) バックホウ・発電機等は使用しない時はエンジンを切りアイドリングストップを徹底した。

3. 排出ガスに係わる大気汚染防止対策

- 1) バックホウ等の重機は排出ガス対策型建設機械を使用したとともに、不必要なアイドリング・空吹かしの禁止を徹底した。



低騒音・低振動型バックホウ

4. 粉塵の拡散防止対策

- 1) 天候に応じて、現場内の粉塵対策として各工事用通路(敷鉄板走路)を適宜散水した。